

# 東社協・福祉施設経営相談室のご案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいずれも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

## 法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・理事会運営に係わる事案に、弁護士がご相談に応じます。相談日時をご予約いただく必要がありますので、専任経営相談員までお電話ください。来所相談は、3日以内に随時相談日を設定します。

（法律専門相談員：弁護士 小嶋豊郎）

## 会計専門相談

新会計基準（会計基準・指導指針）会計関連通知における会計処理方法など、公認会計士がご相談に応じます。専任経営相談員までお電話又はFAX、できればEメールしてください。おおむね2日以内に回答いたします。

（会計専門相談員：公認会計士・日本公認会計士協会副会長 宮内 忍）

## 労務専門相談

就業規則、人事・労務管理全般について、社会保険労務士がご相談に応じます。専任経営相談員までお電話・Eメール又はFAXしてください。来所相談は、3日以内に随時相談日を設定します。

（労務専門相談員：社会保険労務士・東京都社会保険労務士会副会長 小澤 勇）

## 一般相談

この他、法人経営、施設運営全般及び法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時までEメール、電話、来所、FAXでのご相談にお応えします。

（専任経営相談員：東社協福祉部 主幹 長谷川保夫）

（下記は発行物。東社協H・Pに掲載） 福祉施設経営相談室だより 56（H19.4.9）

経営相談室だより 50	平成18年6月 2日	社会福祉法人響会が東京都を提訴
経営相談室だより 51	平成18年9月15日	大田都税が公判前に課税決定を取り消す
経営相談室だより 52	平成18年9月26日	障害者自立支援法施行に伴う定款変更について
経営相談室だより 53	平成18年11月2日	社会福祉法人響会提訴に東京地裁却下判決
経営相談室だより 54	平成19年1月10日	障害者自立支援法移行に伴う当面の会計処理
経営相談室だより 55	平成19年3月14日	障害者自立支援法移行に伴う勘定科目
社会福祉事業の用に供する固定資産税課税課否問題資料集	平成18年11月	都税事務所が生じた職員用諸設備への固定資産税課税に係る関係資料、訴状等を一括資料掲載した。A4版92頁。

# 平成18年度は1,316件のご相談がありました。

\*以下に、平成18年度の実際の相談事例をもとにフィクションしたものを掲載します。

## 法律専門相談 (20件、含再来)

認知症の利用者が階段を踏み外し怪我を負った。全治20日間。感謝料と文書提出を請求された。  
源泉所得税の納付を2か月遅延し、不納付加算税と延滞税計280千円の支払義務が生じた。この負担者は当該遅延した職員なのか。

## 会計専門相談 (54件)

外国債は、為替変動の影響を受けるが元本の保証があるので、元本保証と言えるのではないのか。  
保育園と老人介護福祉施設間の資金の短期的な移動を貸付と借入で処理する場合の科目を教えてください。(指針適用)  
LAN配線工事が各経理区分に与える便益(利用者の定員割、職員の人員割、施設専用面積割等)を中心として配付基準を決定するのか。

## 労務専門相談 (19件)

夜勤専門の有期契約職員の年休の付与日数の単位、付与日に支払う賃金はいくらか  
(非紹介予定)派遣職員が3年間派遣され引き続き勤務したら、雇用契約の申込は義務なのか

## 一般相談 (1,230件。内、来所相談133件、通信相談1,097件)

区市町村から建物を無償移譲うけたが、どのような仕訳が必要なのか  
賃借権と地上権の相違は何か、相違によって社会福祉法人の設立が左右されるのか  
当期資金収支差額がマイナスは絶対ダメか  
保育所職員東京都配置基準を知りたい  
修繕積立金を計上するタイミングはいつが正解なのか  
理事会議事録への署名人及び理事長の押印は実印か。また、捨印は必要か  
監事は理事会に必ず出席するものなのか、根拠は何か  
身寄りのいない利用者の葬儀の執行を区市町村から指示された。指示の根拠は何か  
土地を施設ごとに区分せよと指摘された。どこまで実施するのか  
労基署が調査にくる。対応上の留意点はなにか

(相談内容別: 会計相談41%、経営一般29%、職員処遇20%、社会福祉法人設立・事業創設8%)

東京都社会福祉協議会 福祉部 福祉施設経営相談室  
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1(セントラルプラザ5階)  
TEL 03-3268-7170 FAX 03-3268-0635  
Eメール [keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp](mailto:keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp) (アドレスを一部変更しました)